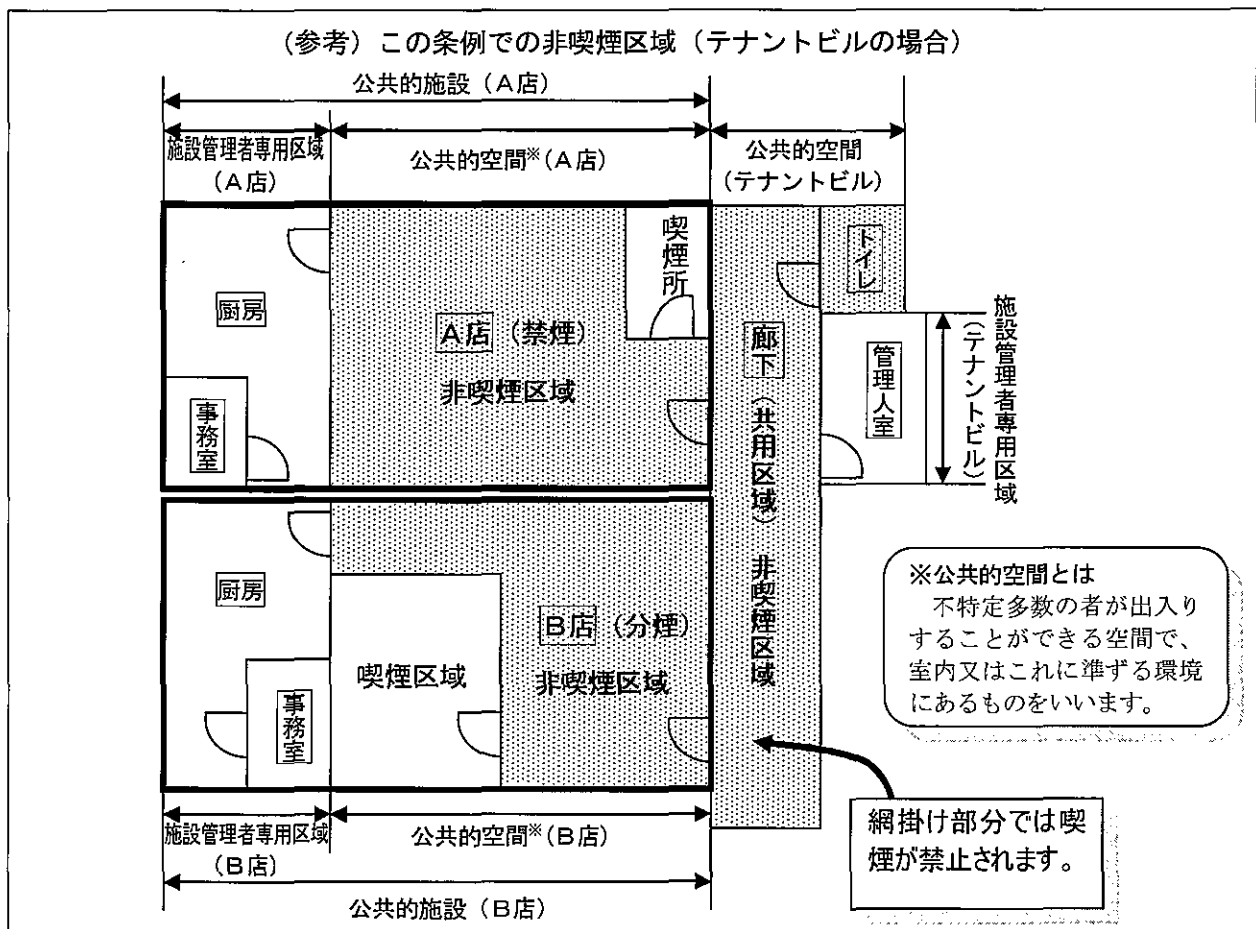


## 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（仮称）」骨子案の概要

(平成20年9月)

この条例は、受動喫煙による健康影響を防止し、県民の健康を守ることを目的としており、新しい社会的な分煙のルールを定めようというものです。また、未成年者を受動喫煙による健康影響から保護する措置を盛り込みました。

- 1 目的 受動喫煙による健康影響が明らかであることにかんがみ、県、県民及び事業者すべての主体が、あらゆる場面で受動喫煙防止に配慮した取組みを進めることを目的として条例を制定します。
- 2 対象施設及び規制内容 施設の性質によって次の2つに区分し規制を行います。  
 (第1種施設) 官公庁のように代替性の低い施設や健康増進を目的とする施設、多くの人が集まることを目的とする施設、他法令(条例を含む)により喫煙が規制されている施設は、禁煙とします。  
 (第2種施設) 第1種施設以外の施設は、禁煙又は分煙を選択できます。
- 3 分煙及び喫煙所  
 (分煙) 第2種施設において分煙を選択する場合、非喫煙区域にたばこの煙が漏れないようにするとともに、厚生労働省の分煙効果判定基準(平成14年6月)を満たす必要があります。  
 (喫煙所) 施設区分に関係なく、もっぱら喫煙のためだけに使用する喫煙所の設置が可能です。その方法や基準は分煙と同様です。
- 4 義務及び罰則  
 (個人の義務) 非喫煙区域では喫煙しないこと  
 (施設管理者の義務) 施設の入口などに禁煙・分煙等の表示を行うこと、喫煙区域に未成年者を立ち入らせないこと、非喫煙区域にたばこの煙が流れ出ないようにすることなど  
 (罰則) 義務違反に対しては過料\*を科します。(※ 金銭を徴収する罰則)
- 5 周知期間及び準備期間  
 (周知期間) 公布の日から6か月の周知期間において、条例を施行します。  
 (準備期間) 施行の日から6か月の準備期間において、義務及び罰則を適用します。



▼ 規制対象施設一覧

<p><b>第1種施設 禁煙</b>：施設入口に禁煙である旨の表示を施設管理者に義務付けます。なお、喫煙所に未成年者を立ち入らせることはできません。</p>	
(1) 学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、中等教育学校、高等専修学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、自動車教習所、その他これらに類する施設
(2) 体育館 ・屋外競技場	運動施設（体育館、スポーツクラブ、フィットネスクラブ、プール、野球場、サッカー場、ラグビー場、テニス場、ゴルフ場）、その他これらに類する施設、公衆浴場
(3) 病院・診療所	病院、診療所、助産所、薬局、療術所、その他これらに類する施設
(4) 劇場	映画館、演劇場、音楽ホール、演芸場、その他これらに類する施設
(5) 観覧場	競馬場、競輪場、運動施設の観覧区域、その他これらに類する施設
(6) 集会場	公民館、児童館、結婚式場、葬祭場、火葬場、納骨堂、境内建物、その他これらに類する施設
(7) 展示場	展示場、イベントホール、コンベンションセンター、その他これらに類する施設
(8) 百貨店・商店	物品販売業施設（百貨店、ショッピングセンター、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、その他これらに類する施設） 電気・ガス・水道・郵便等の公益事業所
(9) 官公庁施設	国及び地方公共団体の事務又は事業の用に供する施設、その他これらに類する施設
(10) 公共交通機関	旅客施設（鉄道駅舎、モノレール駅、新交通システム駅、旅客船ターミナル、バスターミナル、その他これらに類する施設） 鉄軌道車両、モノレール車両、新交通システムの車両、バス、タクシー、旅客船。 ただし、都県境を越えて定期運行されるものを除く。
(11) 金融機関	銀行、信託銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、政府系金融機関、金融商品取引業、農業協同組合、水産業協同組合、その他これらに類する施設
(12) 美術館 ・博物館	博物館、美術館、動物園、植物園、図書館、遊園地、その他これらに類する施設
(13) 社会福祉施設	児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子福祉施設、母子保健センター、介護老人保健施設、障害者支援施設、授産施設、隣保館、その他これらに類する施設
<p><b>第2種施設 禁煙又は分煙を選択</b>：施設の入口にその旨の表示を義務付けます。なお、分煙を選択した施設の喫煙区域及び喫煙所に未成年者を立ち入らせることはできません。</p>	
(1) 飲食店	レストラン、ファミリーレストラン、ファーストフード店、寿司屋、喫茶店、ラーメン店、居酒屋、その他これらに類する施設
(2) ホテル・旅館 等の宿泊施設	ホテル、旅館、その他これらに類する施設
(3) 遊技場 ・娯楽施設	ゲームセンター、カラオケボックス、その他これらに類する施設
(4) サービス業施設	クリーニング店、古物店、質屋、理容所、美容所、旅行代理店、不動産店、法律事務所、行政書士事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所、税理士事務所、弁理士事務所、探偵事務所、その他これらに類する施設、勝馬投票券発売所、場外車券売場、モーターボート競走法(昭和26年法律第242号)に規定する場外発売所
<p>ただし、青少年の利用が本来想定されていない次の施設は、施設管理者の義務について、本条例の施行の日から3年間は適用しません。なお、その間も喫煙区域に未成年者を立ち入らせることはできません。</p>	
(1) 飲食店	キャバレー、ナイトクラブ、バー、その他これらに類する施設
(2) 遊技場・娯楽施設	パチンコ店、マージャン店、その他これらに類する施設

▼ この条例の対象とならない施設

- ① 住居、共同住宅、入居型社会福祉施設の個室 ② 宿泊施設の客室  
③ 公共的空間を有しない事務所（職場）

お問い合わせ先 神奈川県保健福祉部健康増進課 がん・健康対策班 TEL045-210-4780、210-4784（直通）

URL : [http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/gan/pubcom/tobacco\\_kosshi.html](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kenkou/gan/pubcom/tobacco_kosshi.html)